

櫛田川自然再生推進会議 規 約

(名称)

第1条 本会は、「櫛田川自然再生推進会議」（以下、「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』を目標とした「環境の連続性の再生」「氾濫原・湿地環境の再生」「川と地域のつながりの再生」を実施するに当たり、地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関が連携して活動を推進する事を目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は第2条の目的を達成するために、必要な情報共有、意見交換等を行う場とする。

(委員)

第4条 推進会議の委員は地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関の委員で構成するものとし、三重河川国道事務所長が委嘱する。

2. 推進会議の構成は、別紙1のとおりとする。

(座長)

第5条 推進会議には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2. 座長は会務を総括し、座長が不在の場合、予めその指名する委員がその職務を代理する。

(組織)

第6条 推進会議には、専門的事項や内容に応じて協議・調整を行う場として、専門部会を設置できるものとする。

2. 専門部会の委員は、推進会議の委員から選任する。

3. 専門部会で協議・調整する内容は、座長の下承を得て、別途、定める。

4. 専門部会では、協議・調整した結果をとりまとめ、推進会議に報告する。

(運営)

第7条 推進会議の議長は、座長がこれにあたる。

2. 専門部会の運営方針は、専門部会で定める。

(情報公開)

第8条 推進会議の会議、会議資料、議事概要については、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とし、三重河川国道事務所のウェブページにおいて閲覧できるものとする。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所におく。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成28年2月3日から施行する。

この規約は、平成28年7月5日から施行する。

この規約は、平成29年8月1日から施行する。

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年3月22日から施行する。

この規約は、令和5年4月25日から施行する。

「櫛田川自然再生推進会議」委員名簿

地域住民

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域連携
委員	松阪市西黒部まちづくり協議会 会長		○
委員	松阪市東黒部住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市あさみ住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市機殿住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市掬水住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市漕代まちづくり協議会 会長		○
委員	松阪市射和まちづくり協議会 会長		○
委員	多気町津田地区牧 区長		○
委員	多気町津田地区鍬形 区長		○
委員	多気町津田地区井内林 区長		○
委員	多気町津田地区佐伯中 区長		○
委員	多気町津田地区三疋田 区長		○
委員	多気町津田地区四疋田 区長		○
委員	多気町相可地区相可一区 区長		○
委員	多気町相可地区相可二区 区長		○
委員	多気町相可地区荒蒔 区長		○
委員	多気町相可地区兄国 区長		○
委員	多気町相可地区上朝長 区長		○
委員	多気町相可地区中朝長 区長		○
委員	多気町相可地区下朝長 区長		○

(順不同)

関係団体

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域連携
委員	佐奈川を美しくする会 会長		○
委員	一般社団法人松阪市観光協会 専務理事		○
委員	多気町観光協会 会長		○
委員	多気町商工会 会長		○
委員	櫛田川祓川沿岸土地改良区 事務局長	○	
委員	櫛田川第一漁業協同組合 代表理事組合長	○	○
委員	櫛田川河川漁業協同組合 代表理事組合長	○	○
委員	櫛田川上流漁業協同組合 代表理事組合長		
委員	櫛田川漁業組合連合会 会長	○	○

(順不同)

学識者・有識者

役 職	氏 名	専門等	所 属・役 職 名	専門部会	
				技術	地域連携
委員	まつお なおき 松尾 直規	河川工学	中部大学 名誉教授	○	
委員	かわむら こういち 河村 功一	魚類	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	○	
委員	たしろ たかし 田代 喬	河川生態	名古屋大学 減災連携研究センター ライフライン地盤防災産学協同研究部門 特任教授	○	
委員	きたむら 北村 じゅんいち 淳一	生物	三重県総合博物館 主幹兼課長代理	○	○

(順不同)

行政関係

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域 連携
委員	三重県 企業庁 中勢水道事務所 副所長	○	
委員	三重県 松阪農林事務所 農村基盤室 農村計画課 課長	○	
委員	三重県 津農林水産事務所 水産室 漁政課 課長		○
委員	松阪市 産業文化部 農村整備課 課長	○	
委員	明和町 産業振興課 課長	○	
委員	松阪市 産業文化部 農水振興課 課長		○
委員	多気町 建設課 課長		○
委員	多気町 町民環境課 課長		○
委員	多気町 農林課 課長		○
委員	国土交通省蓮ダム管理所 所長		
委員	国土交通省三重河川国道事務所 所長		
事務局 代表	国土交通省三重河川国道事務所 副所長	○	○

(順不同)